

「共謀罪」創設法案の衆議院強行採決に断固抗議する

5月23日、衆議院本会議で「共謀罪」創設法案の採決が強行されました。日本国憲法が謳う基本的人権と、刑法の法理まで壊す暴挙に、しまね労連は満身の怒りをもって断固抗議します。

衆議院法務委員会の僅か30時間の「共謀罪」審議の中でさえ、多くの問題が明らかになりました。

第一に、そもそも「TOC条約（国際組織犯罪防止条約）の批准のために共謀罪法案の成立が必要」と政府は主張してきました。しかし「TOC条約」の目的が「テロ対策」でないことが審議の中で明らかになりました。

またテロ対策に必要な国際条約13本は既に批准されており、「テロ対策のために必要」とする政府の主張が、委員会審議の中で根底から崩れました。

従って政府は「共謀罪」の立法理由を示すことができなくなっています。

第二に、この法案は「一般人」が対象になることが明らかになりました。即ち「一般人」かどうか、「組織的犯罪集団」に該当するかどうかの判断は、捜査機関が行うことが明らかになりました。また「準備行為」という要件や定義が曖昧で、その判断も捜査機関がするという重大な問題点が明らかになりました。

第三に、277件もの犯罪を対象とする理由を、政府は明確に示していません。犯罪内容の法理を明示せず立法化するなど、あり得ません。そして、これほど多くの犯罪について、「共謀」の段階から処罰できるとする「共謀罪」法案は、「既遂処罰」を基本としてきた刑法の原則を覆すものになっています。

「共謀罪」は、内心の自由を奪うという基本的人権に反した憲法違反でもあります。このような憲法にも反する法案の審議を一方的に打ち切り、数の力で採決を強行したことは断じて許されません。

国民の反対世論や疑念の声は、日に日に高まっています。政府は、国民の声を忖度すべきです。さらに、国連の人権理事会が任命する特別報告者が示した書簡の「懸念」事項に何ら回答することもなく、採決を強行したことについても断じて認められません。

今も、労働組合や市民運動に関わる者の情報収集や監視・盗聴などの違法な人権侵害が警察によって行われています。労働組合の当たり前の運動が、「組織的威力業務妨害罪」の「準備罪」などとされ、捜査の対象とされることになれば、労働組合の存在そのものが危うくされ、労働基本権の土台も崩されてしまいます。

「共謀罪」が創設されれば、今以上に、「一般人」の行動や会話、メールやLINEを日頃から監視・盗聴される可能性が高まることは明白です。監視や密告がすすみ、自由にモノ言えぬ社会がつくられてしまいます。「共謀罪」は、まさに戦前の治安維持法の現代版と言える内容です。

「特定秘密保護法」が作られ、「戦争法」が強行されました。北朝鮮の連日のミサイル実験、ISのテロを理由にした社会不安を悪用して一気呵成に「共謀罪」を押し通し、戦争前夜の事態に日本を追い込もうとする、このような「共謀罪」創設法案を、私たちは認めることはできません。衆議院では、審議がつくされないまま、採決が強行されました。「良識の府」「再考の府」としての参議院において、このようなことは絶対に繰り返させてはなりません。

しまね労連は、参議院で徹底審議のうえ廃案にすることを求め、運動を大きく広げましょう。